

2025年3月31日

生活協同組合パルシステム新潟ときめき

役員選挙管理委員長 渡辺 テル子

生活協同組合パルシステム新潟ときめき定款第 19 条及び第 84 条、役員選挙規約並びに役員選挙規約取扱細則に基づき、下記の通り公告します。

1. 件名：生活協同組合パルシステム新潟ときめき役員選挙の件
2. 選挙区及び定数：

選挙区	理事 (最少～最多)	監事 (最少～最多)
【地域区分】		
下越・新潟東・佐渡地区 村上市、岩船郡関川村、胎内市 新発田市、北蒲原郡聖籠町 阿賀野市、東蒲原郡阿賀町 新潟市北区、東区、江南区 佐渡市	2～4 人	
新潟西地区 新潟市中央区、秋葉区、南区 新潟市西区、西蒲区 西蒲原郡弥彦村、五泉市	2～4 人	
県央地区 南蒲原郡田上町、燕市、加茂市 三条市	1～2 人	
中越・上越地区 長岡市、見附市、三島郡出雲崎町 刈羽郡刈羽村、柏崎市、小千谷市 魚沼市、南魚沼市、十日町市 中魚沼郡津南町、南魚沼郡湯沢町 上越市、妙高市、糸魚川市	1～2 人	
地域区分 計	6～12 人	
【全体区分】	3～9 人	2～3 人
合計	10～15 人	2～3 人

3. 立候補資格者：2025年3月31日現在、当組合の組合員である者
ただし、下記「役員となることのできない者（不適格者）」を除く
4. 立候補締切日：2025年5月2日（金）午後5時（郵送当日消印有効）
5. 届出方法：立候補する組合員は、「役員選挙立候補届」に必要事項を明記の上、郵送、メールのいずれか一つの方法でご提出ください。
なお、立候補届用紙が必要な方は、下記事務局あてご請求ください。

【届出先、お問合せ先】

生活協同組合パルシステム新潟ときめき管理・運営室（担当）坂田、五十嵐

○〒950-1101 新潟市西区山田303番地8

○TEL：0120-868-014

○メール：niigata-kikan@pal.or.jp

役員となることのできない者（不適格者）について

消費生活協同組合法（生協法）並びに生活協同組合パルシステム新潟ときめき役員選挙規約により、以下の規定に該当する人は役員になることができません。

消費生活協同組合法 第29条の3

1. 法人
2. 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（厚生労働省令：精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
3. 以下の各法律に違反して刑に処せられ、その執行が終わってから2年を経過しない者
 - ①消費生活協同組合法（生協法）
 - ②会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
 - ③民事再生法第255条、第256条、第258条～第260条、第262条
 - ④破産法第265条、第266条、第268条～第272条、第274条
4. 「3」以外の法令に違反して禁固以上の刑に処せられ、その執行中の者

生活協同組合パルシステム新潟ときめき役員選挙規約 第5条

1. 未成年者
2. 被補助人
3. 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

以上